



【問い合わせ先】

電話(昼間) 045-211-1118

(夜間) 045-201-0776

広報・地域連携室長 川内 浩

(内線2112、2117)

平成22年12月21日

第三管区海上保安本部

「118番の日」が制定されます

～1月18日は「118番の日」～

1 「118番の日」制定について

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」は、平成12年5月1日に運用を開始し、今年で10周年を迎えましたが、「118番」に関する国民の皆様への周知は、未だ十分とはいえません。

そこで、海上保安庁では、「118番」の重要性をより多くの人々に理解していただき、海の安全確保に資するため、毎年1月18日を「118番の日」とし、その周知活動を強化することとしました。

2 「118番」通報に関するお願い

「118番」は緊急通報用電話番号です。第三管区海上保安本部運用司令センターでは、「118番緊急通報」の際に、音声通報と合わせて電話番号及び位置情報通知を受信し、電子地図上に表示させ、通報者の所在位置を迅速に把握することができます。いたずら電話などは、緊急を要する事件・事故の対応に支障をきたしますので、絶対におやめいただくよう、お願いいたします。